

# 平成30年度事業計画書

## ～持続可能な容器包装リサイクルの確立に向けて～

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）の本格施行（平成9年4月）から20年が、また、その後の改正容リ法の完全施行（平成20年4月）から、10年が経過する。

この間に、消費者、市町村、事業者（特定容器包装利用・製造等事業者（以下「特定事業者」という。）、再商品化事業者）の意識の醸成、向上が図られ、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管及び再商品化は着実に進展し、廃棄物排出量の削減、容器包装の軽量化などが実現されてきた。また、平成18年度からPETボトルの落札価格が有償化へと転じ、平成20年度には市町村への合理化拠出金制度が創設され、平成22年度からはプラスチック製容器包装において、入札制度に優先枠や総合的評価が導入され平成29年度にはさらにその見直しがなされた。

他方、こうした動向とともに、容器包装リサイクルにおける新たな課題が顕在化してきている。

具体的には、①元来、逆有償を前提とした制度設計における有償化とのギャップ・不適合の調整・解消、②プラスチック製容器包装における再商品化コスト上昇懸念への対応、③中国の廃棄物輸入規制がわが国のリサイクル市場、制度に及ぼす影響への対応等があり、こうした課題への早急な取り組みが求められる。

特定事業者、市町村、再商品化事業者といったステークホルダーを有する当協会としても、国や関係団体との緊密な連携のもと、これらの課題に積極的に取り組んでいく必要がある。

このため、過去20年超において蓄積されてきたデータ、業務ノウハウ、ネットワーク等を有効に活用しつつ、当協会の再商品化事業への取り組みについて自主点検を継続し、事業スキームの見直しや運営・管理方法の更なる改善を図り、事業実施体制を整備、強化していく。

一般廃棄物の減量と資源の有効活用という容リ法本来の目的は不変であるものの、時代とともに、開発が期待される再商品化製品とその利用製品や、国内外の需要、制度など、容器包装リサイクルに関する環境は変化している。また、4つの素材分野（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）によって、それぞれの特性に適した対応が求められ、具体的な再商品化のメカニズムは複雑で分かりにくい部分も少なくない。

有効かつ持続的な容器包装リサイクルの推進には、各関係主体の一層の理解と協力が不可欠であり、SDGs（持続可能な開発目標）の一つに掲げられる循環型社会の構築にも寄与する容器包装リサイクルの制度と運用、関係主体の効果的・先進的な取組事例、関連する国内外の動向などを、より分かりやすく、具体的に周知・広報していくことが必要である。こうした啓発活動も当協会の担う大きな役割の一つであり、今後、一層、効果的かつ合理的な広報、情報発信に努めていく。

また、当協会として、引き続きガバナンス（内部統治）の向上とコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図っていく。

## 記

### 1. 容り法に基づく再商品化業務の着実な遂行

特定事業者等からの委託に基づき、下表①に掲げる“再商品化委託単価”による再商品化委託料金を徴収し、②の特定分別基準適合物の再商品化業務を着実に遂行する。

#### ① 特定分別基準適合物の素材別の再商品化委託単価

素 材		再商品化委託単価 (円/トン) ※消費税は含まず	
		平成 30 年度再商品化 実施委託単価	平成 29 年度抛出委託単価
ガラスびん	無色	4,000	100
	茶色	5,600	100
	その他色	10,300	0
P E T ボトル		9,200	100
紙製容器包装		15,000	100
プラスチック製容器包装		49,000	0

- (注) ・ 平成 29 年度抛出委託単価については、後述の「4. 市町村への資金抛出の実施」参照。  
・ 上表は容り法第 25 条第 2 項に基づき特定分別基準適合物ごとの委託料金を記載するもの。

#### ② 特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村の分別収集計画に定められた平成 30 年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し、当該市町村との間で引き取り契約した量とする。

### 2. 再商品化業務の効率的かつ適切な推進

#### (1) 再商品化業務の効率化、合理化に向けた点検作業等のフォローアップ

再商品化業務のより適正かつ効率的、合理的な遂行を図るべく、平成 29 年度に実施した当協会の内部監査に基づく運用規程や業務内容の見直しのフォローアップを行う。

特に、P E T ボトルに関しては、平成 29 年度に開催したペットボトルリサイクルの在り方検討会、指定法人ルート運用見直しワーキングでの検討結果を踏まえ、必要な運用の改善を行うとともに、継続的課題に関する検討を行い適宜見直しを図る。

#### (2) 再商品化コストの適正化とプラスチック製容器包装の再商品化の生産性向上に向けた取り組み

健全なりサイクル実現のため、社会的コストの適正化・低減に向けた取り組みを継続する。特に、当協会が扱う 4 素材の中で、量（5割強）・費用（約 9割）ともに大きなシェアを占めるプラスチック製容器包装の再商品化については、日常の事業者管理等を通じてリサイクル品質と生産性の向上に資する取り組みを行うとともに、入札制度に関し、国の指導の下、健全な競争原理が働き特定事業者からの納得も得られる制度に向けた改善・検討を進める。

### (3) PETボトルの再商品化における国内外の環境変化への対応

日本から中国向けに輸出されるPETボトル廃棄物が約24万トンとも言われる中で、平成29年7月に、中国政府は同年12月末以降、輸入禁止リストに基づき環境汚染度の高い固体廃棄物の輸入を全面禁止する施策を発表し、日本のPETボトルリサイクル等に重大な影響が及ぶことが懸念されている。

引き続き、中国政府や国内外の市場、企業動向を注視しつつ、資源市場の急激かつ大幅な変動が日本国内のリサイクルに重大な影響を及ぼすことが予想される場合には、主務省庁と協議のうえ、当協会として適時適切な対応を図ることとする。

また、平成29年度に続き、全国の落札結果詳細の公表時期の早期化を図るとともに、市町村に対しては、PETボトルの円滑な引き渡しに関する啓発、協力依頼活動を継続して実施する。

### (4) 引き取りべールの厳格な品質調査等の実施と適切な改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を図るため、引き続き、以下のとおり、各素材に適応した厳格な品質調査の実施と改善へのアプローチを行う。

なお、品質ガイドラインを満たさず改善要求後も品質の改善が見られない場合、べール品質調査日程の情報漏洩があった場合等には、当該市町村に対する特別調査を実施する。

- ① ガラスびんでは、市町村や関係団体と一体となって収集運搬・選別方法の改善を促し、ガラスびん収集物の品質向上と再商品化における残渣の削減による収率の向上を図る。
- ② PETボトルでは、前年度にDランク判定の市町村及び個別に改善が必要と判断される市町村からの引き取りべールの品質調査への当協会の立会いを継続し、更なる品質の改善を図る。また、品質調査の評価方法について見直しを行う。なお、分別基準適合物の評価については、再商品化事業者が素材産業の原料として求める水準と市町村に過大な負担がかからない水準との調整を適切に図ることとする。このほか、平成29年度から変更(容易に分離可能なラベル付ボトルの削減などを追加)した「市町村からの引き取り品質ガイドライン」の内容の周知・徹底に努め、べール品質の向上による再商品化事業者の生産性の向上と再商品化製品の品質向上に資する。
- ③ 紙製容器包装では、前年度にDランク判定の市町村に対する引き取りべール品質調査への当協会の立会いを継続する。また再商品化事業者が市町村から中間処理を受託している場合には、選別指導を兼ねて品質調査に立ち会う。なお、市町村に対しては、引き取りべールの品質調査への立会いや再商品化事業者の現場確認を要請し、更なる品質改善アプローチを行う。
- ④ プラスチック製容器包装では、品質に課題のある市町村に対して、具体的な改善計画の策定とその着実な実施、品質改善への働きかけを行う。こうした市町村の取り組みを支援すべく、プラスチック製容器包装の品質改善などをテーマとした「出前講座」を継続実施する。また当協会が制作した「出前講座」DVDとともに、禁忌品混入防止DVDの利用促進を図る。

### (5) 環境負荷データや市場動向等に関する効果的な情報発信

- ① ガラスびんでは、ホームページ並びに市町村や再商品化事業者向けの説明会あるいは各地訪問等の機会を利用し、ガラスびんカレットを使用した場合の環境負荷低減効果を幅広く周知・浸透させ、ガラスびん引取量の拡大と効率的な再商品化に資する。
- ② PETボトルでは、国内外の環境施策の変化やそれに伴う市場動向等に関し、適時適切な情報収集、発信に努める。また、市町村説明会や独自処理の市町村訪問の機会を活用しリサイクル効果の分かりやすい情報発信に努め、指定法人による再商品化の普及・促進を図るとともに、再商品化製品利用事業者への情報提供を積極的に行う。
- ③ 紙製容器包装では、国内外の古紙の需給、価格動向が紙製容器包装再商品化事業のコストに直接的な影響をもたらすことから、製紙会社や再生処理事業者からこれらに関する最新の情報を入手するとともに、適時適切な発信に努める。
- ④ プラスチック製容器包装では、引き続き、環境負荷データの報告・公表を年次報告として実施する。また、計算の対象となる再商品化工程や利用製品の改善・開発等によるインベントリーデータ\*等の見直しを実施し、必要な再計算・確認を行う。  
\*ライフサイクルの各段階における、資源やエネルギーの投入量と様々な排出物の量を定量的に把握したデータ。

### (6) オンライン申し込みの促進による業務の効率化・生産性向上

特定事業者からの再商品化委託申し込み、市町村からの分別基準適合物引き渡し申し込みについて、オンライン利用率の一層の向上を図る。特に、特定事業者のオンライン申込率は、ここ数年急伸しており、平成29年度再商品化委託申し込みにおいては約63%（前年度は約61%）となった。本年度においても、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度（以下「容リ制度」という。）説明会・個別相談会」をはじめさまざまな機会を通じて、オンラインシステム（REINS）の利便性や、その利用による事務合理化や効率的なデータ管理などのメリットについて周知・普及を図る。それにより、オンライン申込率の更なる向上を実現し、当協会の業務の生産性向上につなげていく。

## 3. 容リ法に則した適正な業務遂行と運用の厳格化

### (1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

- ① 当協会の諸規程の遵守、とりわけ「危機管理規程」「再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程」及び「不適正行為通報記録票」等に基づく不正及び不適正行為の防止策のほか、年度当初に作成するリスク未然防止策の進捗状況を四半期ごとに事務局内で共有のうえ着実に実行し、危機管理体制を強化する。また、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、速やかに危機管理委員会を開催し、弁護士など専門家とも連携のうえ、迅速かつ的確に対応する。
- ② 再商品化業務の実施に当たっては、契約に基づく再商品化事業者のコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽報告の有無の確認、月報による生産履歴等の確認、再商品化製品利用事業者からの受領証との照合、機動的な現地検査や財務状況の把握など、多面的な対策を実行し、不適正行為の防止を図る。

- ③ 再商品化業務に係る諸手続を適正に遂行すべく、再商品化事業者登録審査における書面審査上の補正指示の徹底、審査不合格理由の提示、登録判定会議における特別監査人による監査を行う。

また、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」をはじめとする諸規程については、必要に応じた見直しなど常に整備に努める。

- ④ 再商品化業務に係る情報漏洩防止に関しては、情報セキュリティシステムの適切な運用を徹底する。
- ⑤ 自然災害などの危機対応として策定した当協会のBCP（事業継続計画）につき、REINSバックアップサイト接続の定期的な確認作業を行うほか、事務局行動マニュアルに基づく災害時等の対応について、事務局内での徹底を図る。

## （2）再商品化事業に関する厳格な業務管理の徹底

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するために、随時、再商品化事業者による再商品化実施委託契約記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、効果的かつ効率的な現地検査を実施し、管理の一層の強化を図る。また不適正行為通報に対しては、迅速かつ的確な現地確認を行う。その際、風説流布等により、通報された事業者の業務妨害とならないよう適切に対処する。

特に、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装については、再商品化製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証する書類（利用証明書）の提出を求める。また、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、再商品化事業者による「利用事業者の管理」並びに「現地確認の実施」の定着を図る。

## （3）再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

- ① 再商品化義務の不履行事業者（＝ただ乗り事業者）のフォローに必要な「事業者リスト」を、定期的に主務省庁に提供し、指導の強化を要請する。また、各地の経済産業局、農政局、国税局、商工会議所、商工会等からの対象事業者の情報照会に対しては、迅速かつ的確なフォローを行う。なお、当協会と再商品化委託契約を締結したにも拘わらず委託料を支払わない大口の特定事業者には、弁護士名で内容証明郵便形式の支払催告を行い、再商品化義務の履行を促す。
- ② 再商品化義務には時効がなく、過年度分の遡及申し込みを行おうとする特定事業者に対しては、義務を履行していない年度について最長で18年度分（平成12年度から平成29年度）の申し込みを一括して行うよう働きかけることとなる。長期間に亘ることが、事業者が申し込みをためらう一因ともなっており、再商品化義務の履行を促す観点から、主務省庁と協議の上、運用方法の見直しに向けて検討する。
- ③ 商工会議所及び商工会等の協力のもと、各地で開催する「容り制度説明会・個別相談会」の内容の一層の充実を図るとともに、特定事業者の集積度が高い大都市部及びその周辺で事業を営む特定事業者に広く参加を呼びかけ、容り制度の更なる浸透を図る。

## 4. 市町村への資金拠出

### (1) 容リ法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

容リ法第10条の2に定める「市町村への資金拠出制度」に基づき、平成29年度の拠出金を、平成30年9月末迄に当該市町村に拠出する。

### (2) 有償入札に伴う市町村への資金の拠出

PETボトル及び紙製容器包装等の再商品化委託における有償入札に係る再商品化事業者に対し、与信管理を厳格に行う。有償入札による収入については、該当する市町村に対し、“引取量”及び“有償落札単価”に基づき算出した資金の拠出を、引き続き実施する。

## 5. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化

### (1) 指定法人による再商品化のメリットの明確化と周知

容器包装リサイクルに関し、未だ独自処理により再商品化を行う市町村が少なからずある中で、指定法人による再商品化のメリットを、より具体的かつ戦略的にアピール、周知していくことが必要である。全国を対象とするスケールメリット、あらゆる地域をカバーするユニバーサルサービス、市町村からの確実な分別基準適合物の引取保証、消費者への情報提供、有償分拠出金の確実な支払いなど、改めて指定法人活用のメリットを整理のうえ、各種広報ツールにより分かりやすく効果的な情報発信を積極的に行う。

### (2) 協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信・公開

- ① 当協会ホームページの情報発信力を高め、更なる利用促進に向けて、Twitter、Facebook、YouTube等のソーシャルメディアを一層活用する。
- ② 特定事業者、市町村、再商品化事業者といったステークホルダーを主対象に、ホームページ、会報誌、ソーシャルメディア等の多様な伝達手段を通じた効果的かつ合理的な情報発信を実施する。その際、各ステークホルダーに共通する情報の一元化や、REINSで提供する情報との棲み分けなど、情報の重複を解消し、より分かりやすい情報発信に努める。
- ③ 特定事業者に向けては、会議所ニュース（日本商工会議所発行）や経団連タイムスへの平成31年度向け再商品化委託申し込みの広告掲載に加え、当協会評議員団体と連携した業界別啓発活動を展開する。
- ④ 当協会ホームページについて、特定事業者の再商品化委託申し込みの促進や各種情報・データの周知等のため、ユーザーにとってより分かりやすく、利便性の高いページとなるよう改善を図る。

### (3) メディア対応の強化をはじめとする広報活動の積極展開

- ① 新聞・テレビ・雑誌等マスメディアの合理的な活用による広報活動を積極的に展開し、容リ法に基づく諸施策や当協会が担う容器包装リサイクルに関する業務の具体的内容等について、社会一般の認知度向上を図る。
- ② 2年後に迫った東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活用し、国内

外に日本の容リ制度についての周知を図る。具体的には、大会組織委員会より「東京2020参画プログラム」としての認証（無償）を受け、市町村向けの説明会や研修会あるいは展示会等について、配布資料、掲示物あるいは広報用のホームページ等に、「東京2020応援マーク」（組織委員会の認証マーク）を付す。また、組織委員会等が行う参画プログラムの広報等を通じて、日本の容リ制度の国内外への周知を図る。

- ③ メディア・広報関連の専門家をメンバーに加えるなど「広報専門委員会」を強化し、当協会の広報活動・内容の拡充を図る。特に、消費者と市町村に向けた「再商品化事業」に係る広報活動は重要であり、当協会のホームページを中心とする情報提供ツールを活用し、理解促進に資する効果的な情報発信の方策、内容の見直しを図る。
- ④ 3R推進団体連絡会との情報交換を定期的に行い、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再商品化）の3Rの広報展開に関する意見交換や連携した取り組みを実施する。

#### （4）会報「容リ協ニュース」、年次レポート及びDVDによる制度等の周知

- ① 「容リ協ニュース」（年3回発刊）については、読み手のニーズを反映した分かりやすい紙面づくりと内容の充実を図る。とくに現場訪問や事業者への取材等を通じて、SDGsの一つである循環型社会の構築にも寄与している、リサイクル現場の状況、再生材利用製品の紹介、特定事業者の3R推進に向けた取り組みや市町村及び再商品化事業者における品質向上の事例など具体的な情報を充実させる。  
また、各主体にとって役立つ情報を提供し、主体間の相互理解の促進に努める。
- ② 「年次レポート」を継続的に制作・配布し、再商品化事業に関係するすべてのステークホルダーに、当協会活動に対する理解を深めていただき、協力関係の醸成・強化を図る。
- ③ 市町村を通じた市民向け啓発活動としては、当協会制作の動画「禁忌品混入防止のお願い～プラスチック製容器包装に危険な異物を混ぜないで！～」の市町村HPへのリンクの活用依頼を継続する。また特定事業者向けの動画「容器包装リサイクル制度と事業者の役割」及び「再商品化委託申込手続きマニュアル」についても、特定事業者説明会等における普及啓発ツールとして活用を促す。さらに、平成29年度に消費者向けの総合的啓発ツールとして制作した新動画「リサイクルのすべて」の周知、普及を図る。

#### （5）各種説明会等による普及・啓発

- ① 市町村向け説明会、特定事業者向け「容リ制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、対象となるステークホルダーに対応した普及啓発活動を推進する。
- ② 国や地方自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、容リ制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物の円滑な引き渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図る。また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所、商工会等事務局の容リ制度担当職員向け研修会へ講師を派遣する。

## (6) 各種関連事業への後援・協賛等

国や地方自治体あるいは各種関係団体が主催する容器包装リサイクルをはじめとする環境関連のイベント、事業等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会との連携のもと後援、協賛、協力、出展等を行う。

## 6. 関係主体間の連携の強化

### (1) 国内関係機関との連携強化

再商品化事業の円滑かつ着実な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、消費者、市町村等関係主体との更なる信頼の確立と、より緊密な連携強化を図る。

具体的には、情報連絡会議（構成員：主務省庁、公益社団法人全国都市清掃会議及び当協会）を定期的に開催するとともに、素材別のリサイクル団体との個別の連携、評議員団体、理事団体への定期訪問等による交流を通じて一層の情報共有、連携強化を図る。

### (2) 海外関係機関との交流促進

海外のリサイクル事情の把握のために、諸外国のリサイクル関係機関との交流等を適宜行うとともに、必要に応じて、海外事情の視察・調査の実施を図る。特に、平成 29 年に資源廃棄物の輸入規制を強化した中国については、調査団の派遣等を通じ、情報収集とその的確な発信、容リ業務への反映等に努める。

また、海外から寄せられる「日本の容器包装リサイクル制度」に関するヒアリング依頼については原則受け入れ、日本の容リ制度の広報に努める。

## 7. 協会業務の更なる改善に向けた計画的、継続的な取り組みの推進

### (1) ICT活用による業務の生産性向上

- ① 当協会の事業基盤強化の一環として策定した「ICT活用3カ年計画」の最終年度として、ア) 無線LANとタブレット端末の活用による内部会議のペーパーレス化の定着、イ) 役職員用PCの職務適性に応じた機器導入、ウ) 役職員の意識変革のための教育研修の実施などを通じ、業務の生産性向上を図る。
- ② 平成 29 年度に本格稼働した当協会の新業務処理システムREINSの有効活用を促進する。

### (2) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

特定事業者、市町村、再商品化事業者及び消費者等ステークホルダーからの意見、要望、提案、クレーム等は、業務改善の重要な手掛かりであり、適宜、事務局においてこれら意見等についての対応と業務への反映を図る。また、再商品化事業者向け「不服申立て窓口」に寄せられた申立てについては、弁護士等と連携し、適切に対応する。

### **(3) 事務局による省エネ・省資源、3R推進など環境保全活動の実施**

事務局において、省エネ・省資源、3R推進など環境保全活動に取り組むとともに、日常業務の中で購入する備品・消耗品等について、より環境負荷の少ないものを選択するグリーン購入の取り組みを引き続き行う。

## **8. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底**

### **(1) ガバナンスの向上**

公益財団法人としてのガバナンスの一層の向上を図るため、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、さらに当協会業務全体の監査権限が付与された「監事」の三者が、自らの役割を十分認識することにより、相互の牽制機能が発揮される体制の維持・整備に努める。また、外部に対する説明責任を果たすべく、適正な情報公開を徹底し、透明性の高い組織運営に努める。

### **(2) コンプライアンスの徹底**

「民による公益の増進」という公益法人制度の趣旨について、事務局全体の理解を深め、当協会事業の適正な運営を図る。このため平成30年度も引き続き、当協会役職員のコンプライアンス及びリスク管理意識の向上を図るためのセミナーや研修会を実施する。また、当協会「内部監査規程」に基づき、事務局の法令遵守状況に関する書面監査を実施するとともに、平成29年度の内部監査によって検証された各事業部の業務改善等を着実に実行する。

以 上